

宇都宮ケーブルテレビ 放送サービス契約約款

宇都宮ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」という）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によります。

第1条（サービス提供）

当社はサービスを提供する区域（以下「業務区域」という）内において当社のサービスを提供するための施設（以下「本施設」という）により加入者に次のサービスを提供します。

- (1) テレビジョン放送（多重放送を含む）の同時再送信サービス
- (2) FM ラジオ放送の同時再送信サービス
- (3) 自主放送番組サービス。
- (4) 上記事業に付帯するサービス業務。

第2条（契約の単位）

当社は加入者引込線1回線ごとに1つの加入契約を締結します。ただし、集団加入者については別個の条項によります。

第3条（契約の成立）

加入契約は加入申込者が加入申込書の記載の定め並びにこの約款を承認し、加入申込書に必要事項を記入の上、当社に申込、当社がこれを承認したときに成立するものとします。

2 加入契約は加入者引込線設置工事施工について、あらかじめ地主、家主、その他利害関係者の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合当社は責任を負いません。

3 当社は前項の規定にかかわらず加入者引込線を設置し、保守することが技術上、経営上困難なときは加入契約の申込みを承認しないことがあります。

第4条（加入料金、利用料金）

加入契約は、別表に定める加入料金および利用料金を当社に支払うものとします。

2 ベーシック番組の月額利用料はサービスの提供を受け始めた日の属する月から毎月支払うものとします。また、オプション番組のサービスを受けた場合はベーシック月額その他にオプション利用料金を支払うものとします。

3 落雷時、やむを得ない事由により当社が第1条に定めるサービスの提供が出来なかった場合、原則として利用料金の減額はしないものとします。ただし、月のうち継続して10日以上にわたってそのサービスの提供が出来なかった場合は、当該月分（2ヶ月にわたりひきつづき10日以上20日未満行わなかった場合は、初月分）の利用料金は無料とします。

4 社会、経済情勢の変化にともない、利用料金を改定することがあります。その場合には、改定1ヶ月前までに当該加入者に通知します。ただし、前納額を支払った加入者の未経過期間についてはこれを据え置くものとします。

5 各利用料金の中にはNHKの放送受信料（衛星放送の受信料を含む）及び株式会社WOWOW等のオプション番組加入料及び視聴料は含まないものとします。

第5条（料金等の支払方法）

加入者は、別表に定める料金表に従い、当社に加入料金、利用料金、工事費等について、別途当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

2 当社は、原則として加入者に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

第6条（受信端末の貸与）

セットトップボックス（以下「STB」という）本体は、当社の所有とし、加入者に貸

与します。尚、解約及び解除時には、STBを当社に返納するものとします。

2 加入者は、別途定める利用者案内に従ってSTBを使用して、故意又は過失によるSTBの損失又は紛失等の場合には、その相当分を当社に支払うものとします。

3 STB用のリモコン等の破損、故障または紛失した場合には、有償にて販売いたします。

第7条（施設の設置及び費用の負担）

当社は、本施設のうち放送センターからタップオフもしくはクロージャーマでの設置に要する費用を負担します。加入者は、タップオフもしくはクロージャーの引込端子から受信機までの設置に要する費用を負担します。ただし、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内及び宅内の特別工事を必要とする場合は、加入者はその費用を負担します。

2 本施設の施設工事は当社または当社が指定した工事業者が行うものとします。

第8条（施設の所有関係）

本施設のうち放送センターから保安器出力端子もしくはV-ONU出力端子までの施設及びSTB本体は、当社の所有とします。本施設のうち、保安器出力端子もしくはV-ONU出力端子以降のすべての施設（但しSTBを除く）及び第7条で規定した自営柱、地下埋設設備は加入者の所有とします。

第9条（施設の維持管理）

当社は、放送センターから保安器もしくはV-ONUまでの施設について維持管理します。

2 加入者は、当社の施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。

第10条（故障・保守等に伴う責任負担）

当社は、提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合、これを調査し必要な処置を講じます。

2 加入者は、当社の提供する放送サービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は、修理に要する費用を負担していただきます。また、加入者施設の故障によって生じた損害についても損害賠償をしていただきます。

3 加入者は、自己の故意又は過失に依って第8条に規定する当社所有の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担していただきます。

第11条（放送利用又は放送の一時停止による損害）

当社は、加入者が放送利用又は放送の一時停止による損害があっても賠償には応じません。

第12条（天災に関する事項）

当社の施設は保安装置が設けられていますが、落雷により保安器出力以降の施設（STBを除く）が破損した場合は、当社はその責任を負いません。

2 当社は天災、事変その他当社の責に帰することのできない事由によるサービス提供の停止に基づく損害の賠償に応じません。

第13条（利用に係る加入者の義務）

加入者は当社又は当社の指定する業者が本施設の検査修復を行うために、加入者の敷地、家屋、構造物等の出入に協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。

2 加入者引込線に線条その他の導体を連絡し又、STBを改変してサービスを無断で受信することを禁止します。

第14条（契約台数）

加入者が本施設に加入申込書の定める台数を越える受信機を接続することを禁止します。

2 加入者は前項に違反した場合は、加入者が当社のサービス提供を受け始めたときにさかのぼり当該料金を当社に支払うものとします。

第15条（サービスの無断使用、営利使用の禁止）

法令により、加入者がテープ、配線等により当社のサービスを第三者に提供するこ

と、および対価を受けて当社のサービスを第三者に上演することを禁止します。

第 16 条 (放送内容の変更)

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害には応じません。

第 17 条 (一時停止、再開)

加入者は当社のサービス提供の一時停止をすることができるものとする。この場合、加入者は当社に申し出るものとします。ただし、停止期間は、最長 1 年間とします。

2 一時停止の場合、当社はサービスの停止をするとともに貸与した STB を撤去します。また停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料金は無料とします。

3 加入者は、サービス利用の再開を希望する場合は、当社に申し出るとともに別表に定める再開手数料および再開に要する費用を当社に支払うものとします。

第 18 条 (設置場所の変更)

加入者は次の場合に限り受信機あるいは STB の設置場所を変更できるものとする。

(1) 同一敷地内での設置の変更

(2) 同一敷地外の移転先が当社の業務区域内で、かつ最寄のタップオフもしくはクロージャーに余裕がある場合

2 加入者は、前項の規定により受信機あるいは STB の設置場所を変更しようとする場合はその旨を申し出るものとする。

3 加入料金を一括納入した共同住宅に居住する加入者に関しては、移転先が同一共同住宅内である場合に限るものとします。

4 加入者は前 3 項の規定による変更による費用を負担するものとします。

第 19 条 (名義変更)

加入者の移転が生じた場合、当社が承諾すれば新加入者は旧加入者の名義を変更することができるものとします。

2 前項規定により名義変更をしようとするとき新加入者は名義変更手数料を当社に支払はなければなりません。

第 20 条 (解約及び解除)

加入者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する 10 日前までに当社にその旨を申し出るものとします。

2 解約の際には、加入料金及び工事費の返戻はいたしません。ただし、サービス開始日から 1 年未満で当社がやむを得ないと認めた場合に限り、契約時加入料金の 50% を返戻するものとします。

3 前項による解約の場合、加入者は第 4 条の規定による料金を当該契約日の日の属する月の分まで支払うものとします。

4 第 1 項による解約の場合、当社は当社の施設を撤去し、加入者は、撤去費用実費を負担します。また、撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者は復旧費用を負担するものとします。

5 当社は加入者が加入料金を支払期日までに支払わなかった場合、又は利用料金を継続して 2 ヶ月支払わなかった場合はサービスの提供を停止し、さらに停止 2 ヶ月経過しても入金のない場合は、加入契約は解除されたものとします。

第 21 条 (加入者の義務違反による解除)

当社は、契約約款に違反する行為があったと認めた場合は加入者に通告のうえサービスの提供を停止し、あるいは加入契約を解除することがあります。

2 加入者は前項により当社のサービスの提供を停止され解除となった場合は、直ちに約款によるすべての権利を失います。

3 加入者は、第 13 条第 2 項の定め違反した場合は、加入者が当社のサービス提供を受け始めた年月に遡って当該規約に定められた利用料金相当額を別途当社に支払っていただきます。

第 22 条 (STB にかかる特約事項)

当社は、録画機能内蔵 STB 又は録画機能及びブルーレイディスクドライブ内蔵 STB (以下「HDD 内蔵 STB 又は HDD/BD 内蔵 STB」という) の使用に際し、HDD 内蔵 STB 又は HDD/BD 内蔵 STB に不具合が生じたことにより、録画及び編集されたデータ (以下「録画内容」という) が滅失した場合、もしくは正常に録画及び再生ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、HDD 内蔵 STB 又は HDD/BD 内蔵 STB が故障等により交換の必要がある場合、又は当社のサービスを解約する場合には、録画内容はすべて消去します。これにより録画内容に生じたあらゆる損害について、原因の如何を問わず当社は一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、加入者が HDD 内蔵 STB 又は HDD/BD 内蔵 STB の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、又は設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。

第 23 条 (B-CAS カード及び C-CAS カードの取り扱いについて)

地上デジタル放送、BS デジタル放送および著作権保護に対応した自主放送用 IC カード (以下「B-CAS カード」という) に関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2 CS デジタル放送受信用 IC カード (以下「C-CAS カード」という) は当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加・変更・改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については加入者が賠償するものとします。

3 STB の解約及び解除時は、C-CAS カードをすみやかに当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者に C-CAS カードの交換を請求できるものとします。

4 加入者が故意または過失により C-CAS カードを破損または紛失した場合には、その損害分を当社に支払うものとします。

第 24 条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と加入者は契約の締結の主旨に従い誠意を持って協議し、解決にあたるものとします。

第 25 条 (約款の改正)

この約款は総務大臣に届け出たうえで加入者の承諾を得ることなく改正する場合があります。その場合は、利用料金その他の提供条件は改定後の本約款になります。

2 また、この約款を当社のホームページ上で閲覧可能にした時から、改正後の本約款に従うものとします。

附則

- (1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付けることができるものとする。
- (2) この約款は、各世帯 (同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団) 個別に契約する場合に適用するものとし、加入者引込線 1 回線により、複数世帯が加入する場合には、契約の単位を世帯毎とします。
- (3) 一括加入、業務用等については別に定めます。
- (4) この約款は、平成 28 年 10 月 1 日より施行します。

料金表(税込表示)

(単位:円)

1 標準工事

サービス名	デジタル基本/多チャンネルプラス デジ録基本/多チャンネルプラス・1TB デジ録基本/多チャンネルプラス・ブルーレイ
1台目	¥43,200
2台目以降	¥0

2 利用料金(月額)

サービス名	多チャンネルプラス
1台目	¥3,888
2台目	¥3,348
3台目以降	¥2,808
サービス名	デジタル基本
1台目	¥2,376
2台目以降	¥2,376
サービス名	デジ録多チャンネルプラス・1TB
1台目	¥4,860
2台目	¥4,320
3台目以降	¥3,780
サービス名	デジ録基本1TB
1台目	¥3,780
2台目以降	¥3,780
サービス名	デジ録多チャンネルプラス・ブルーレイ
1台目	¥5,400
2台目	¥4,860
3台目以降	¥4,320
サービス名	デジ録基本ブルーレイ
1台目	¥4,320
2台目以降	¥4,320
サービス名	デジタルミニ
1台(STB2台目以降)	¥540

3 諸手数料

サービス名	金額
設置場所移設手数料	実費
名義変更手数料	¥2,700
再開手数料	¥1,080
機器調整料	実費
撤去費用	実費
B-CASカード再発行手数料	¥2,050
C-CASカード再発行手数料	¥3,240

注1: 利用料金(月額)に、基本・多チャンネルプラスには、セットアップボックス[STB]を1台、デジ録基本・多チャンネルプラスには、録画機能内蔵STBを1台、デジ録基本・多チャンネルプラスブルーレイには、ブルーレイディスクドライブ内蔵STBを1台を含みます。

注2: デジタルミニは、STB2台目以降にのみサービス適用になります。

注3: デジ録基本・多チャンネル250GBと500GBコースは、平成26年6月30日付けで新規及び変更受付終了しました。

注4: デジタル多チャンネル、デジ録多チャンネル・1TB、デジ録多チャンネル・ブルーレイコースは、平成27年6月30日付けで新規及び変更受付終了しました。

注5: 「お気軽タイプ」は平成27年8月31日付けで新規受付を終了致しました。

4 オプション番組料金

サービス名	月額
衛星劇場 HD	¥1,944
スターチャンネル * 3chセット料金	¥2,484
WOWOW * 3chセット料金	¥2,484
東映チャンネル	¥1,620
グリーンチャンネル1・2	¥1,296
J sports 4	¥1,404
プレイボーイチャンネル	¥2,700
レッドチェリー	¥2,700
アダルトセット	¥3,240
*プレイボーイチャンネル&レッドチェリー	
ディズニーチャンネルHD	¥648
*各基本コースのみ追加可能	
ディズニーXD/HD	¥648
*各基本コースのみ追加可能	
ディズニーセットHD	¥751
*各基本コースのみ追加可能	
V☆パラダイスHD	¥756
M-net	¥2,160
TAKARAZUKA SKY STAGE	¥2,700
KBS WORLD/HD	¥756
*各基本・多chコースのみ追加可能	
日経CNBC * 各基本コースのみ追加可能	¥972
釣りビジョンHD*各基本コースのみ追加可能	¥1,296
SPEEDチャンネル	¥972
アニマックスHD*各基本コースのみ追加可能	¥820
フジテレビNEXT/HD	¥1,080
*デジ録多chコースのみ追加可能	
フジテレビONE・TWO・NEXT/HD	¥1,620
*各基本・多chコースのみ追加可能 * 3chセット料金	
スーパー!ドラマTV/HD・ヒストリーチャンネルHD	¥1,080
* 2chセット料金	
ホームドラマチャンネルHD	¥770
歌謡ポップスチャンネルHD	¥864

5 損害金

サービス名	金額
STB(デジタルミニ)/台	¥10,800
STB/台	¥21,600
HDD内蔵STB(250GB)/台	¥43,200
HDD内蔵STB(500GB)/台	¥54,000
HDD内蔵STB(1TB)/台	¥64,800
BD内蔵STB/台	¥75,600
STB(デジタルミニ)リモコン/個	¥1,296
STBリモコン/個	¥1,944
V-ONU/台	¥16,200

附則

- (1)この別表は、平成28年10月1日より施行します。
(2)この別表実施前に支払い又は支払わなければならない利用料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。